

所見作成サポート AI 利用契約約款

第 1 条（目的および契約の成立）

1. 本約款は、ウェルダンシステム株式会社（以下「当社」といいます）が提供する「所見作成サポート AI」（以下「本サービス」といいます）を、学校法人等（以下「契約者」といいます）が契約および利用する際の条件を定めるものです。
2. 当社が契約者より当社所定の注文書を受領した時点をもって、当社と契約者との間で本サービスの利用に係る契約（以下「本契約」といいます）が成立するものとします。

第 2 条（サービスの内容）

1. 本サービスは、生成 AI を活用し、通知表や指導要録等の所見の素案（下書き）の作成を補助するツールです。
2. 本サービスは「現状有姿」で提供されるものであり、バグ等の不具合が全くないことや、無停止での稼働を保証するものではありません。

第 3 条（教職員の管理責任）

1. 本契約成立後、当社は契約者に対してアカウント作成に必要となる「招待コード」を発行します。
2. 契約者は、招待コードを自らの責任において適切に管理し、自らに所属し本サービスを利用する教職員（以下「ユーザー」といいます）に対して、別途当社が定める「エンドユーザー利用規約」（以下「規約」といいます）を遵守させるものとします。
3. 招待コードの紛失、管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等により損害が発生した場合であっても、当社は一切の責任を負いません。
4. ユーザーの故意、過失、または規約違反行為は、すべて契約者の行為とみなし、契約者は当社に対して一切の責任を負うものとします。

第 4 条（利用料金および支払い）

1. 本サービスの利用料金、支払い条件等については、注文書の記載に従うものとします。
2. 当社は、受領した利用料金について、本約款に別途定める場合を除き、事由の如何

を問わず返還する責任を負わないものとします。

第5条（データ管理と免責）

1. 当社および契約者は、本サービスにおいてユーザーが入力した情報（以下「入力データ」といいます）や入力データに基づいて生成された所見データ等（以下「生成物」といいます）を、別途当社が定める「データ取扱い方針」に従って取り扱うものとします。
2. 当社は、パスワードの紛失、入力データおよび生成物の消失について一切の責任を負いません。
3. 当社は、本契約に関する連絡、本サービスに関するお知らせおよびサポート対応等の目的で、契約者から、本サービスの管理・運用を担当する者（以下「契約担当者」といいます）の氏名、連絡先およびメールアドレスの提供を受けます。契約担当者情報の取扱いについても、前項と同様、データ取扱い方針に従うものとします。

第6条（本サービスの提供停止、変更および終了）

1. 本サービスは、外部クラウド基盤および生成 AI モデルを利用して提供されるものであり、その仕様変更、障害、終了等により本サービスの提供が遅延、停止した場合であっても、当社は契約者に対し一切の責任（利用料金の返金、損害賠償等）を負いません。
2. 当社は、システムの定期保守・緊急保守、その他の運用上または技術上の理由により必要と判断した場合、事前に通知することなく本サービスの提供を一時的に停止することができます。
3. 当社は、当社の都合により本サービスの内容を変更し、または提供を終了することができます。当社の都合により本サービスの提供を終了する場合、当社は契約者に対し、サービス提供終了日以降の未経過期間に対応する受領済みの利用料金を1年を365日として日割り計算にて返金するものとします。
4. 前項に定める返金を除き、本サービスの提供の停止または中止により契約者に生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

第7条（知的財産権等の帰属）

1. 本サービスを構成するシステム、ソフトウェア、プログラム、UI/UX、デザイン、ノウハウ、および本サービスに関する一切の知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権を含み、それらを取得または出願する権利を含みます。以下

「知的財産権等」といいます)は、すべて当社または当社にライセンスを許諾している正当な権利者(外部 AI 提供者を含みます。以下「ライセンサー」といいます)に帰属します。

2. 本契約に基づく本サービスの利用許諾は、当社またはライセンサーの知的財産権等の譲渡を意味するものではありません。契約者およびユーザーは、本サービスをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等してはならず、また当社およびライセンサーの知的財産権等を侵害する一切の行為を行ってはならないものとしします。
3. 入力データおよび生成物に関し、著作権等の権利が発生する場合は、当該権利は契約者またはユーザーに帰属するものとしします。

第 8 条 (生成物の無保証および損害賠償の制限)

1. 本サービスは AI を利用した補助ツールであり、生成物の正確性・事実との合致、生成物が第三者の著作権その他の権利を侵害しないこと、および生成物が第三者が権利を有する著作物と同一または類似しないことについて、当社はいかなる保証も行いません。生成物の最終確認および利用の責任は契約者およびユーザーが負うものとし、生成物に関して第三者との間で紛争が生じた場合、契約者の費用と責任において解決し、当社に一切の迷惑をかけないものとしします。
2. 本サービスに関連して当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合、その賠償額の累計総額は、請求原因を問わず、当該損害発生時を起算点として、当該契約者が過去 1 年間に当社に支払った本サービスの利用料金相当額を上限としします。

第 9 条 (秘密保持および反社会的勢力の排除)

1. 当社および契約者は、本サービスの利用に関して知り得た相手方の秘密情報を、相手方の書面による承諾なく第三者に開示または漏洩してはなりません。
2. 当社および契約者は、自らまたはその役員が反社会的勢力に該当しないことを確約し、当該確約に違反した場合は何らの催告なく直ちに本契約を解除できるものとしします。

第 10 条 (契約の解除)

当社または契約者は、相手方が本契約の重大な違反を行い、催告後相当期間内に是正されない場合、本契約を解除することができます。また、当社は、ユーザーが規約に違反し、契約者に対して催告後相当期間内に是正されない場合、本契約を解除することができます。

きます。

第 11 条（準拠法および管轄裁判所）

1. 本契約の準拠法は日本法とします。
2. 本契約または本サービスに関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 12 条（本約款の変更）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、当社の裁量により本約款を変更することができるものとします。
 - (1) 本約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本約款の変更が、本契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は、前項による本約款の変更にあたり、変更後の本約款の効力発生日の相当期間前までに、本約款を変更する旨、変更後の本約款の内容、およびその効力発生日を、当社のウェブサイトへの掲載等当社が適当と判断する方法により契約者に周知するものとします。
3. 変更後の本約款の効力発生日以降に、契約者またはユーザーが本サービスを利用した場合、または当社の定める期間内に解約の手続をとらなかった場合、契約者は当該変更に同意したものとみなします。

附則

2026 年 8 月 25 日 制定

発行：ウェルダンシステム株式会社